

木造住宅の耐震・防火支援事業について

1 耐震診断に対する支援（京都市木造住宅耐震診断士派遣事業及び京都市京町家耐震診断士派遣事業）

京都市から「木造住宅耐震診断士」及び「京町家耐震診断士」を派遣し、すまいの耐震診断を行います。診断後は、耐震診断士が耐震診断結果について御説明いたします。

令和2年度は、令和元年度に引き続き、無料で耐震診断を実施します。

また、将来的な耐震改修工事の参考になるよう、希望者には、耐震診断士が耐震診断に引き続き耐震改修基本計画を作成します（2ページ参照）。

	木造住宅	京町家等
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> 柱、梁等の主要構造部が全て木造である住宅 昭和56年5月31日以前に着工されたもの 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅で、居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの 地上階数が3以下で、延べ面積が200㎡以下のもの ※ 長屋又は共同住宅にあつては、各住戸の延べ面積が200㎡以下かつ1棟の延べ面積が500㎡以下のもの	<ul style="list-style-type: none"> 柱、梁等の主要構造部が全て木造であつて、伝統的な構法によって造られている住宅 昭和25年11月22日以前に着工されたもの 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅で、居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの 地上階数が2以下で、延べ面積が500㎡以下のもの
申請者	対象住宅の所有者又は居住者（予定を含む。）	
料 金	令和2年度も無料！ ※ 耐震診断に引き続き、2万円の自己負担で耐震改修の基本計画作成の申込みが可能です。	
調査内容	目で見える範囲の調査と、それを補うための聞き取り調査を行います。 (2～3時間程度)	目で見える範囲の調査と、それを補うための聞き取り調査を行います。 (1日程度)
申請期間	令和2年4月10日（金）から令和2年12月28日（月）まで（消印有効） ※ 申請期間内であっても、予算がなくなり次第受付を終了します。	
募集件数	180件程度（先着）	150件程度（先着）
申請方法	京都市木造住宅耐震診断士等派遣申込書に必要事項を記入し、窓口（京安心すまいセンター）へ郵送又は持参してください。 ※ 申込書は区役所等の窓口で配布のリーフレットに付属しています。	

2 耐震改修基本計画の作成に対する支援（京都市耐震改修基本計画作成事業）

将来的な耐震改修工事の参考となるよう、定額2万円の自己負担で、耐震改修基本計画を耐震診断士が作成します。

	木造住宅	京町家等
対象住宅	<ul style="list-style-type: none">・ 1ページの京都市木造住宅耐震診断士派遣事業及び京都市京町家耐震診断士派遣事業により耐震診断を実施した木造住宅・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満であるもの・ 耐震診断の完了後に対象建築物の増築、改築、修繕模様替え又は一部の除却等を行っていないもの	
申請者	対象住宅の所有者又は居住者（予定を含む。）	
料 金	2万円（定額）	
申請期間	令和2年4月10日（金）から令和2年12月28日（月）まで（消印有効） ※ 申請期間内であっても、予算がなくなり次第受付を終了します。	
募集件数	30件程度（先着）	20件程度（先着）
申請方法	京都市木造住宅耐震診断士等派遣申込書に必要事項を記入し、窓口（京安心すまいセンター）へ郵送又は持参してください。 ※ 専用の申込用紙は区役所等の窓口で配布のリーフレットに付属しています。	

3 耐震改修工事及び防火改修工事に対する支援（まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業）

地震に対し安全な構造にするための耐震改修工事及び密集市街地を中心とした市が定める区域内における防火改修工事に対し、その対象工事費用の一部を補助します。

耐震改修と防火改修のメニューは、併せて利用できます。

(1) 補助の対象

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅及び京町家等の所有者又は居住者（予定を含む。）
- ・ 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅で、居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの

(2) 申請者

対象住宅の所有者又は居住者（予定を含む。）

(3) 補助対象工事

- ・ 補助対象工事は別添1のいずれかに該当する工事
- ・ 補助対象工事は、京都市内に本店又は主たる事業所を置く事業者（個人の事業者を含む。）が施工すること（※1、※2）。

※1 本格耐震改修のメニュー及び簡易耐震改修のメニューのシェルターの設置を除く。

※2 下請負人が京都市内に本店又は主たる事業所を置く事業者である場合も含む。

(4) 補助額

次の①、②のうち、いずれか少ない額

① 補助対象費用の80%

② 別添1の各メニューの補助限度額

※ 耐震改修と防火改修の補助金は、併せて利用できます。

(5) 防火改修のメニューの補助対象区域

防火改修のメニューは密集市街地を中心とした市が定める区域内に存するものに限る（別添2参照）。

(6) 申請期間

令和2年4月10日（金）から令和3年3月1日（月）まで

※ 申請期間内であっても、予算がなくなり次第受付を終了します。

(7) 募集件数

770件程度（先着）

(8) 申請方法

補助対象となる工事の契約の前に、必ず窓口（京安心すまいセンター）で交付申請を行ってください。

対象となるメニューと補助限度額について

1 木造住宅

	メニュー 番号	工事内容	診断・ 耐震改 修設計 (※3)	補助限度額	
本格 耐震 改修 (※1)	①	現在の耐震基準に適合する工事 (上部構造評点1.0以上)	○	100万円	
	②	一定以上の耐震性能を確保する工事 (上部構造評点0.7以上1.0未満)	○	50万円	
簡易 耐震 改修 (※2)	③	(ア) (※4)	壁の設置や屋根の軽量化により 耐震性能が従前よりも向上する工事	○	30万円
			屋根の軽量化(耐震診断なし)	—	20万円
		(イ)	屋根構面等の水平構面の強化	—	10万円
		(ウ)	根継ぎ等による土台又は柱等の劣化修繕	—	20万円
		(エ)	有筋の基礎の増設	—	15万円
		(オ)	耐震シェルターの設置	—	30万円
				組み併せて 50万円	
防火 改修 (※2)	④	(ア)	軒裏の防火改修工事	—	20万円
		(イ)	開口部の防火改修工事	—	1.5万円/㎡
		(ウ)	長屋の界壁の防火改修工事	—	20万円
		(エ)	外壁の防火改修工事	—	20万円
		(オ)	感震ブレイカーの設置工事	—	5万円
				組み併せて 50万円	

(※1) 長屋と共同住宅の場合、住戸ごとに補助限度額を適用します(一棟当たりの上限有り)。

(※2) 長屋の場合、住戸ごとに補助限度額を適用します(一棟当たりの上限有り)。

(※3) 「○」がついているメニューは耐震診断が必要です。また、耐震性能の向上を確認するため、工事前後で耐震診断を行う必要があります。

(※4) ③(ア)はいずれかのメニューのみ利用できます。

2 京町家等

	メニュー 番号	工事内容	診断・ 耐震改 修設計 (※3)	補助限度額		
本格 耐震 改修 (※1)	①	現在の耐震基準に適合する工事 (上部構造評点1.0相当以上)	○	120～300万円 (※4, ※5)		
	②	一定以上の耐震性能を確保する工事 (上部構造評点0.7相当以上1.0相当未満)	○	60万円		
簡易 耐震 改修 (※2)	③	(ア) (※6)	壁の設置や屋根の軽量化により 耐震性能が従前よりも向上する工事	○	30万円	組み併せて 60万円
			屋根の軽量化(耐震診断なし)	—	20万円	
		(イ)	屋根構面等の水平構面の強化	—	10万円	
		(ウ)	根継ぎ等による土台又は柱等の劣化修繕	—	20万円	
		(エ)	礎石等の基礎の補修	—	20万円	
		(オ)	土壁の修繕	—	40万円	
		(カ)	柱脚部への足固め, 根がらみの設置	—	10万円	
		(キ)	耐震シェルターの設置	—	30万円	
防火 改修 (※2)	④	(ア)	軒裏の防火改修工事	—	20万円	組み併せて 60万円
		(イ)	開口部の防火改修工事	—	1.5万円/㎡	
		(ウ)	長屋の界壁の防火改修工事	—	20万円	
		(エ)	外壁の防火改修工事	—	20万円	
		(オ)	感震ブレーカーの設置工事	—	5万円	

(※1) 長屋と共同住宅の場合, 住戸ごとに補助限度額を適用します(一棟当たりの上限有り)。

(※2) 長屋の場合, 住戸ごとに補助限度額を適用します(一棟当たりの上限有り)。

(※3) 「○」がついているメニューは耐震診断が必要です。また, 耐震性能の向上を確認するため, 工事前後で耐震診断を行う必要があります。

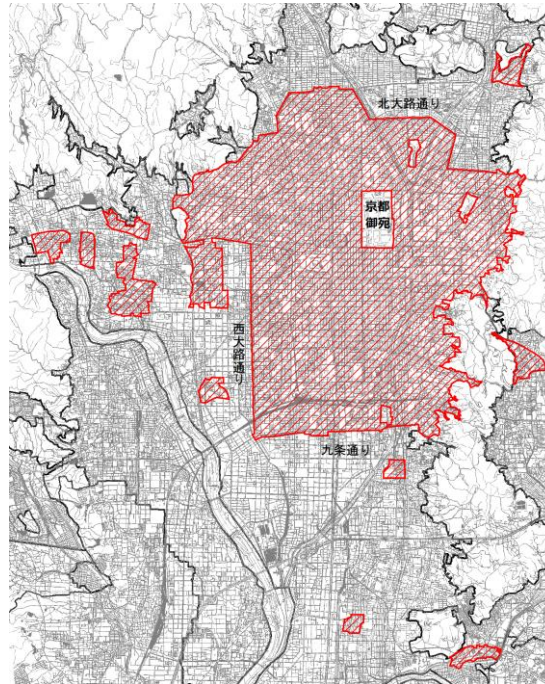
(※4) メニュー①を利用する場合, 延べ面積が120㎡を超えるものは, 補助限度額を超過部分1㎡当たり1万円引き上げます(引き上げ後最大300万円)。

(※5) 景観重要建造物等は40万円加算します。

(※6) ③(ア)はいずれかのメニューのみ利用できます。

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業の 防火改修のメニューの補助対象区域

次の図の斜線部分が防火改修のメニューの対象区域です。詳細は、京都市ホームページ（「京都市 まちの匠事業」で検索）に掲載している地図を御確認ください。



斜線部分の範囲に該当する学区（※）は次の表のとおりです。

※ 下表の学区は、住民自治の単位としての元学区を記載していますが、一部のみを補助の対象としている学区もあるため、御注意ください。

行政区	学区（下線は、一部のみ対象）
北	紫野，柏野，鳳徳， <u>紫竹</u> ， <u>金閣</u> ，衣笠，大將軍， <u>楽只</u> ， <u>待鳳</u> ， <u>元町</u> ，紫明
上京	翔鸞，仁和，正親，聚楽，出水，成逸，滋野，春日，待賢，西陣，室町，乾隆，小川，桃蔭，嘉楽，京極，中立
左京	修学院，川東，岡崎，下鴨， <u>養徳</u> ， <u>養正</u> ， <u>北白川</u> ，浄楽，錦林東山，新洞，吉田，聖護院， <u>葵</u>
中京	朱雀第一，朱雀第二，朱雀第三，朱雀第四，朱雀第五，朱雀第六，朱雀第七， <u>朱雀第八</u> ，本能，明倫，城巽，龍池，竹間，富有，銅駝，初音，柳池，日彰，生祥，立誠，梅屋，教業，乾
東山	六原，貞教，修道，一橋，今熊野，清水，新道，栗田，有濟，弥栄， <u>月輪</u>
山科	<u>陵ヶ岡</u>
下京	成徳，淳風，豊園，醒泉，尚徳，有隣，光徳，大内，植柳，稚松，菊浜，郁文，格致，修徳，開智，永松， <u>七条第三</u> ，七条，梅逕，安寧，皆山，崇仁， <u>西大路</u>
南	梅逕， <u>唐橋</u> ，南大内，九条， <u>弘道</u> ，山王， <u>陶化</u> ， <u>東和</u> ， <u>塔南</u> ， <u>吉祥院</u>
右京	御室，嵯峨野， <u>西京極</u> ，安井，嵐山，梅津， <u>常盤野</u> ， <u>嵯峨</u> ， <u>太秦</u> ， <u>山ノ内</u> ， <u>花園</u> ， <u>西院第一</u> ， <u>西院第二</u>
伏見	砂川， <u>板橋</u> ， <u>桃山東</u>